

キヤングリーン調達基準書 第8版 要求事項概要

A: 事業活動の環境マネジメントシステムに関する要求事項

I 環境マネジメントシステムの構築

次を行うための責任と手順を定め文書化していること。

1. 方針

- ・ 環境マネジメント活動に関する方針の作成
- ・ 組織で働くまたは組織のために働く人への周知

2. 計画策定

2.1 環境側面（現状調査）

- ・ 事業活動の環境負荷の調査
- ・ 環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項の調査
- ・ 製造環境影響物質の調査
- ・ 土壌・地下水汚染防止対策の調査

2.2 目標と実施計画の策定

- ・ 環境側面の調査結果を基にした、環境負荷を低減するための目標と実施計画の策定

3. 運用管理

- ・ 環境マネジメントシステムの管理責任者の設定
- ・ 標を達成するために必要と思われる手順の作成
- ・ 目標を達成するために必要と思われる手順の周知

4. パフォーマンスの評価および改善

- ・ 実施計画の進捗状況、目標の達成状況、環境マネジメントシステムの充足状況の評価および経営層への報告

5. マネジメントレビュー

- ・ トップマネジメントを含めたパフォーマンスの評価、環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項の遵守の確認と問題点の解決
- ・ 上記を「1. 方針」、「2.2 目標と実施計画の策定」へ反映

II 環境マネジメントシステムの運用

前出の要求事項（I 環境マネジメントシステムの構築）で定めた責任と手順にしたがい、活動を行っていること。活動の結果は記録し、その記録を残していること。

B: 事業活動のパフォーマンスに関する要求事項

1. 法規制の遵守

- ・ 環境関連法規制を遵守していること。
- ・ その他の適用可能な法的要求事項を遵守していること。

2. 製造環境影響物質の管理

2.1 使用禁止物質

- ・ キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程において「製造環境影響物質リスト」（添付資料1）で定める、「1A使用禁止物質」を使用していないこと。（注）

2.2 削減対象物質

- ・ キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程において「製造環境影響物質リスト」（添付資料1）で定める、「1B削減対象物質」の使用を削減していること。

3. 土壌・地下水汚染防止対策

- ・ 化学物質の土壌・地下水汚染に関する防止対策を講じていること。
（注）ただし、「製造環境影響物質リスト」（添付資料1）の1A使用禁止物質は、原則、使用を禁止していますが、各国、地域の規制で使用が禁止されていない場合、かつ技術的な理由で代替が困難な場合はキヤノンにご連絡ください。

キャングリーン調達基準書 第8版 要求事項概要

【物品に関する要求事項】

C: 製品含有化学物質管理に関する要求事項

JGPSSIが発行した「製品含有化学物質管理ガイドライン」(以下「製品含有化学物質管理ガイドライン」という)の実施項目と実施内容を満たした取り組みを実施するための責任と手順を定め文書化し、それにしがい活動を行っていること。

本要求事項における管理対象物質は「製品環境影響物質リスト」(添付資料2)の物質を含めることを必須とします。

◀「製品含有化学物質管理ガイドライン(第2版)」の実施項目と実施内容▶

1. 方針

製品含有化学物質管理に取り組むことを表明していること。

2. 計画策定

2.1 管理基準の明確化

製品含有化学物質に関係する法規制及び業界基準に基づいて、遵守すべき管理基準を明確にし、関連部門に伝達していること。

2.2 管理範囲の明確化

製品含有化学物質の管理基準の適用範囲として、対象となる「組織」、「業務」、「化学物質」、「構成部材」、「工程」、「製品」等を明確にすること。

2.3 目標の策定及び運営プロセスの計画

製品含有化学物質管理について目標・計画を作成していること。また、必要に応じて目標・計画を見直していること。

2.4 組織体制、責任と権限の明確化

製品含有化学物質管理における責任と権限を明確にしていること。

3. 施及び運営

3.1 設計・開発

3.1.1 サブスタンス/プレパレーションの製造における設計

サブスタンス/プレパレーションを製造する場合、原材料の含有化学物質情報を確認し、管理基準を満たすように製品及びその製造工程を設計していること。必要な場合、購入品の仕様

3.1.2 サブスタンス/プレパレーションを用いたアーティクル製造における設計

サブスタンス/プレパレーションからアーティクルを製造する場合、原材料に含有される化学物質情報を確認していること。工程において含有化学物質の濃度や種類が変化する可能性がある場合には、その変化を把握すること。その上で、製品としての管理基準への適合を確

3.1.3 アーティクルを用いたアーティクル製造における設計

アーティクルから新たなアーティクルを製造する場合、パーツ等のアーティクルに含有される化学物質情報を確認し、製品としての管理基準への適合を確認していること。

3.2 購買管理

3.2.1 含有化学物質情報入手・確認

購入品の含有化学物質情報(IN 情報)を入手し、必要な内容が適切に書かれていることを確認した上で、管理基準に適合していることを確認していること。新製品や変更品に関しては、管理基準に沿った含有化学物質情報の入手・確認は量産開始前までに完了していること。

3.2.2 サプライヤの管理状況の確認

新規サプライヤの選定時に、サプライヤの製品含有化学物質管理の状況を確認していること。取引を継続する場合、必要に応じて再確認を実施していること。確認の結果に対する処置が定められていること。サプライヤの確認の対象、基準、頻度、方法等はリスクのレベルに応

3.3 受入確認

受け入れ時に、購入品が自社の管理基準に適合していることを確認していること。確認の対象、基準、方法、頻度等は、購入品のリスクのレベルに応じた方法を選択してもよい。

キヤングリーン調達基準書 第8版 要求事項概要

- 3.4 工程管理
 - 3.4.1 誤使用・混入・汚染防止
管理対象とする化学物質の誤使用・混入・汚染防止策を実施していること。
 - 3.4.2 反応工程の適切な管理
組成変化と濃度変化によって管理対象の化学物質が管理基準を越えて残留または生成しないように管理していること。
 - 3.4.3 生産委託先の管理
生産委託先の管理を適切に行っていること。
- 3.5 出荷時の確認
受け入れ時及び工程中に実施することを含めて、規定された確認事項が全て実施されたことを確認してから、製品を出荷していること。
- 3.6 トレーサビリティ
製品のトレーサビリティを確実にしていること。
- 3.7 変更管理
製品含有化学物質管理について変更管理のルールを定め、以下の内容を明確にしていること。
 - (1)製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更要素
購入先の変更追加、購入品の変更、工程の変更等(製造条件、生産設備、型・治工具等)自社内だけでなく、サプライヤ、生産委託先等における変更を含む。
 - (2)社内外の処理手順確認内容、確認手段、承認プロセス等
 - (3)社内外への情報伝達方法変更の記録、通知、識別情報等
- 3.8 不適合時の対応
不適合品発生時の対応処置(応急処置、原因究明、再発防止、水平展開等)のルールを定めていること。
- 4. 人的資源及び文書・情報の管理
 - 4.1 教育・訓練
製品含有化学物質管理に必要な教育・訓練の内容、対象者等を特定・実施していること。
 - 4.2 文書及び記録の管理
製品含有化学物質管理に関するルールを文書化し、維持・管理していること。また、運用の結果の記録についても適切に作成・保管していること。
 - 4.3 コミュニケーション(情報提供)
供給先に対し、製品の含有化学物質情報(OUT 情報)を適切に提供していること。製品含有化学物質管理体制についての問合せについても適切に対応していること。
- 5. パフォーマンス(実施状況)の評価及び改善
製品含有化学物質管理の状況について、内部監査等によって定期的に確認し、改善の必要な事項については、改善を実施していること。確認した結果は、経営者等に報告すること。
- 6. マネジメントレビュー(経営者による見直し)
経営者が、内部監査等の結果、不具合発生状況等を受け、課題事項がある場合は、次期目標に反映する等、改善を実施していること。「製品含有化学物質管理ガイドライン」はJGPSSIホームページを参照してください。

D: 物品のパフォーマンスに関する要求事項

- 1. 製品環境影響物質の管理
 - 1.1 使用禁止物質
キヤノンに納入する物品の中に「製品環境影響物質リスト」(添付資料2)で定める、“2A/3A使用禁止物質”が含有されないこと。

以上